

# 地方自治体のための環境法令改正情報（1月分）

※この情報は、「[対象環境法一覧表](#)」に掲載されている法令のうち、官報で公布された内容に基づき、地方自治体の EMS 運用に関連があると思われる改正事項を抜粋しています（条例は含みません）。

## 1. 大気汚染防止法関係

・大気汚染防止法施行規則及び大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（環境省令第一号）			
公布日	平成 29 年 1 月 6 日	施行日	平成 29 年 1 月 6 日
概要	大気汚染防止法の規制対象である水素製造用改質器に係るばい煙排出実態等について検討した結果、当該施設について、ばいじん及び窒素酸化物に係るばい煙濃度の測定頻度の緩和を図ること等の措置を講ずることとした。また、水銀排出に関する定期測定結果の評価に用いる基準を明確化することとし、これらに関する大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令を公布した。		
関連情報	環境省（報道発表資料） <a href="http://www.env.go.jp/press/103410.html">http://www.env.go.jp/press/103410.html</a>		

## 2. その他改正情報

名称	公布日
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件（環境省告示第 1 号）	平成 29 年 1 月 5 日
水質汚濁に係る農薬登録保留基準の一部を改正する件（環境省告示第 3 号）	平成 29 年 1 月 20 日
水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の一部を改正する件（環境省告示第 2 号）	平成 29 年 1 月 20 日
農薬を登録した件（農林水産省告示第 124～129 号）	平成 29 年 1 月 25 日
危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（総務省令第三号）	平成 29 年 1 月 26 日
農薬を再登録した件（農林水産省告示第 154、155 号）	平成 29 年 1 月 27 日
農薬の登録が失効した件（農林水産省告示第 156 号）	平成 29 年 1 月 27 日

## ※参考（食堂などからの食品廃棄物の処理に関わる事項）

・食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令及び食品廃棄物等多量発生事業者の定期的報告に関する省令の一部を改正する省令（財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）			
公布日	平成 29 年 1 月 26 日	施行日	平成 29 年 1 月 26 日
概要	食品廃棄物が、委託された処分業者により不適正に転売された事件を受け、食品関連事業者が食品循環資源の再利用等を実施する際に、不適正な転売を含む不適正処理がなされないよう適切な措置を講ずる旨、またその際に当該措置が再生利用の阻害につながらないようにすべき旨などが追加された。		

## 【今月のトピックス】

### 1. PCB 使用機器からの漏えい事故とその対策について

昨年8月、複数の公共施設において、ポリ塩化ビフェニル（PCB）を使用した蛍光灯安定器から液漏れ事故が発生しました。これらの施設は、PCB 使用蛍光灯安定器の取り替えを完了した、又は該当する機器は存在しないことを確認したはずの施設でした。

この事故を受けて、環境省は各都道府県知事・各政令市長に対して通知を行い、該当する機器の使用状況の再確認と、使用している場合には交換を依頼しました。

このような公共施設における PCB の漏えい事故は、ここ数年で数件報告されており、その都度同様の通知が行われているにも関わらず起こっています。特に、過去に全量調査でなくサンプル調査を行った場合に、把握漏れがあることが多いようです。

このため、特に過去サンプル調査を行っていた場合には、今一度保有施設の蛍光灯安定器をご確認いただき、PCB 含有が確認された場合には、事故や被害を予防するためにも、LED 照明などへの交換が望まれます。

交換した後の廃 PCB 使用安定器は、「PCB 廃棄物」になりますので、PCB 特別措置法及び廃棄物処理法に基づき適切に届出・保管・処分等を行ってください。

#### ★PCB 使用機器の交換の通知

国は、平成 12 年に通知を行い、公共施設における業務用・施設用照明器具の PCB 使用蛍光灯安定器については、原則として平成 13 年度末までに交換を終えるなどの安全対策を講じるよう周知しました。

また、平成 26・27 年に再度通知を行い、PCB 使用安定器の交換が行われていない場合には、速やかに交換を行うことを徹底するよう依頼しました。

#### ★PCB 廃棄物特措法での事業者の責務

PCB 廃棄物特措法では、事業者が保管している PCB 廃棄物は、自ら処分し、または処分を他人に委託しなければならないこととされています。

(平成 29 年 2 月進藤)

**株式会社 知識経営研究所** (担当者：伊藤、進藤、二上、広田)

〒106-0045 東京都港区麻布十番 2-11-5 麻布新和ビル 4F

TEL: 03-5442-8421 FAX: 03-5442-8422 e-mail : info@kmri.co.jp